

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	南区第51回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務
発注課	南区市民部総務企画課
選定事業者	株式会社中央ネームプレート製作所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。 本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後3日間の期間が必要であり、公示日の前日である1月26日が設置期限であることから、掲示板を1月22日までに引き渡す必要がある。 一方で、ポスター掲示板の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの納入期限前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の前日である1月21日までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和7年度当初予算に計上されておらず、補正予算の議決を経て、契約が可能となる。補正予算の議決が1月19日に予定されており、上記のとおり1月21日までに契約を締結する必要があるが、競争入札による場合には、それまでに契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。 次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去7年間ににおいて、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る制作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去7年間に同等区内で同種業務の請負実績の事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。この条件に合致する株式会社中央ネームプレート製作所に対し聞き取りを行ったところ今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	2026年1月19日